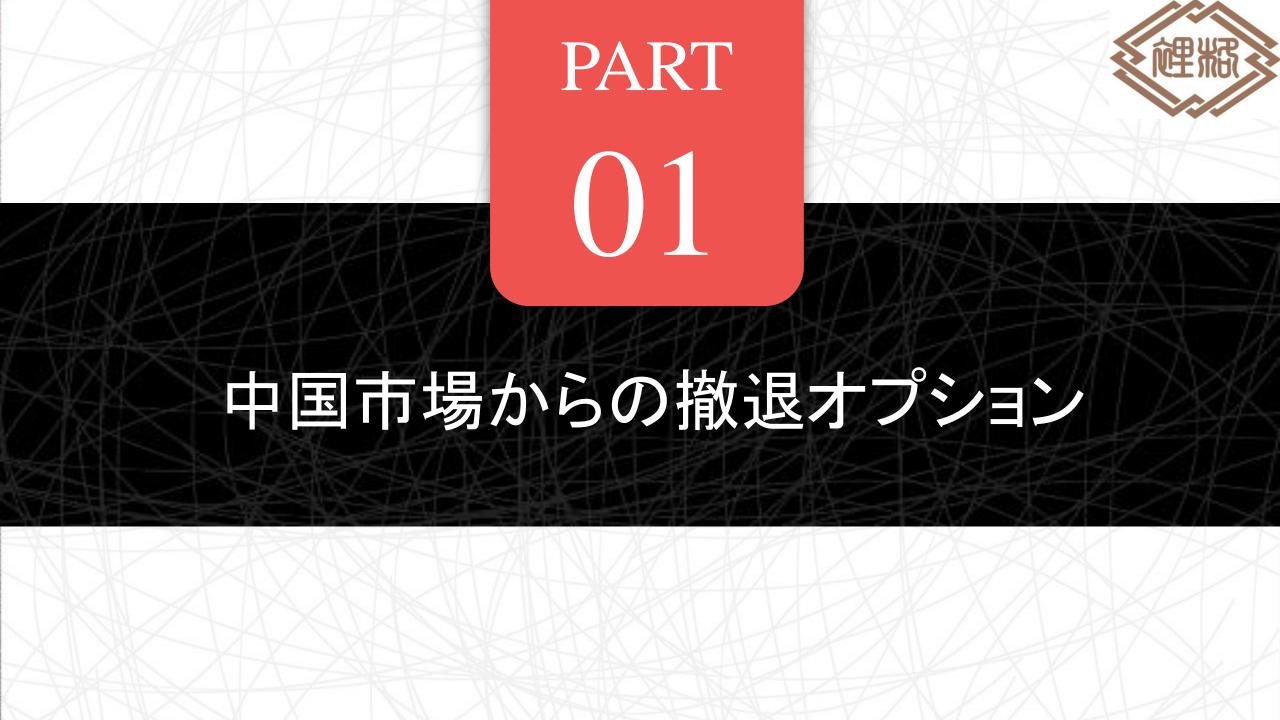




CONTENTS

- 01 中国市場からの撤退オプション
- 02 清算抹消におけるポイント
- 03 清算抹消手続きフロー&必要書類





中国市場からの撤退オプション

Options from Chinese Market



中国市場からの撤退に関して、特に現地法人の撤退時には労働者の解雇に伴う労務処理への不適切な対処により、撤退プロセスの長期化や撤退費用の増加、或いは現地法人の清算手続きの断念などの状況が見受けられています所要期間の長さと手続きの煩雑さが盛んに伝えられますが、「放管服」と呼ばれる行政改革により、所要時間、煩雑さ共に大幅に削減されています。

但し、その過程で生じる労務問題と税金処理の難易度には、あまり変化が生じていません。

中国市場からの撤退には、主として以下3つのオプションが挙げられますが、 状況に応じて最適な選択を行うことが、まずスムーズな撤退の第一歩と言えます。

| 撤退オプション | | 概要及びポイント |
|--|-------|---|
| 1 | 持分譲渡* | 出資持分を合弁先或いは第三者に譲渡するもの 『適切な持分買取者の存在が必要、譲渡価格が廉価となる可能性、政府部門の手続きの煩雑さ etc. |
| 2 | 営業停止 | 法人主体を存続させつつ、事業を停止するもの(日本の休眠状態に近似) ☞基本のランニングコストが必要、労務処理(並びにケースにより税務処理)のハードルの高さ、コ ンプライアンス上の配慮etc. |
| 3 | 清算閉鎖 | 法人主体の登記抹消を伴う、中国市場から完全撤退するもの ☞労務処理、税務処理など各種処理のハードルの高さ、時間と費用の多さ、政府部門の手続きの 煩雑さetc. |
| *国有資産を譲渡する場合、国有資産評価の許可を受けた資産評価機構の評価金額の90%を下回らない等にも留意願いたい | | |





清算閉鎖におけるポイント

Precautions in Liquidation



持分譲渡、営業停止、清算閉鎖の3つのオプションにおいて、各社の状況に加え、各メリット・デメリットやリスク等を勘案し、清算閉鎖を選択される事例が多く見られる為、本資料では清算閉鎖に関する情報をお伝えします。

清算閉鎖は、「公司法」や「労働契約法」等の法律規定に明確な規定がある為、手続き等が明確な上、中国市場からの完全撤退となる為、清算後は事後的に問題及び紛争が発生しません。また残余財産があれば、日本本社が資金を回収できる可能性もあります。

この一方で、清算手続きにはその煩雑さに加え、処理や対応を誤ると時間や費用が過度に係ります。特に労務処理と税務処理が最大の難点/ポイントとなっており、この2点のポイントを以下に簡単に列挙します。

| 項目 | | ポイント |
|----|------|---|
| 1 | 労務対応 | 労働争議の発生による清算手続きの遅延、停止する事態や、当初の見積もりを大幅に超過する経済補償金の支払い負担の回避 |
| 2 | 税務対応 | 追加納税の指摘により税務当局より税務清算済の証明書が取得できず、清算手続きの 遅延、停止する事態を回避 ☞個人所得税の課税所得額計算の間違い、期限前清算による各種優遇税制の取消、債務免除益 の発生、処分資産の売却価格に対する調整、免税貨物の国内での売却etc.に対する追加納税の可 能性などが挙げられる |

個別事例の紹介-労務対応を例に

Sample in the Field of Labor Issue



日中合弁企業

- 経営期限満了の為、出資者により会社を閉鎖し、全ての 従業員との労働契約の解除 を決定
- 但し、日中双方の出資者の考え方に隔たりがあった為、、 デットロック状態に
- 一部の従業員(約20人)が契約を拒否、会社の経営管理者を包囲し、高額補償を要求
- ・ 中国側は基本的に関与しない との態度を取った

パートナー弁護士が専門業務チームを組成

- ・会社の提供情報及び資料に基づき、弊所の労働・コンプライアンスチームは会社に協力し、事前に多くの準備作業を完遂
- 従業員状況の分析、移転案の作成、法律文書の作成、経済補償の計算、緊急時対策の提供、政府部門との交渉等を含む

当所弁護士が日本側を代表、 双方の合意を促す

- 合弁会社の立場を合わせ、多くの 調整及び説明を実施
- ・従業員大会、策定案の公布、協 議の締結等に参与
- 集団争議の発生時、会社の経営 管理者と共に対応し、関連政府部 門の指導及び支持を受け、最終 的には無事、補償策定案事案を 解決

顧客情報の秘匿の為、武漢地域以外の事例をご紹介しています





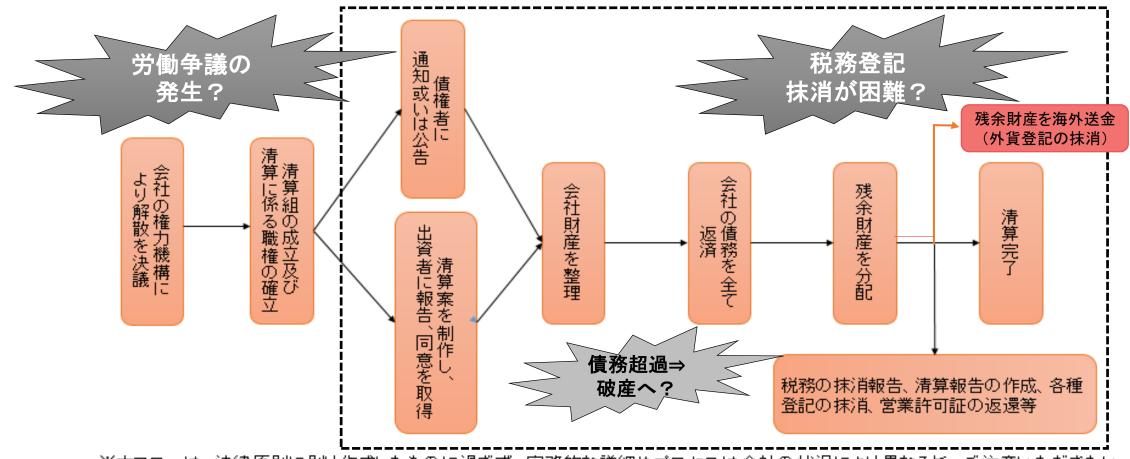
清算抹消手続きフロー①

Liquidation Process



清算抹消手続きフローの概要は以下フローチャートの通りです。

各段階でそれぞれ問題の発生を予防する為にも、前段のポイントを始めとする各留意事項をスムーズに処理する必要があります。 また行政改革により、一部手続きの簡素化が進展しています。



※本フローは、法律原則に則り作成したものに過ぎず、実務的な詳細やプロセスは会社の状況により異なる旨、ご注意いただきたい。



持分譲渡手続きフロー

Equity Transfer Process



持分譲渡にかかる手続きフローの概要は以下フローチャートの通りです。 (※但し、上記はあくまでも現行規定や現時点に基づくフローである為、実務対応時には当局への事前確認をお願いします。)

> 持分譲渡の 事前作業

DD調查(法務、財務)、 出資持分譲渡にかかる交渉、 各種契約書の作成etc.

従業員から 異議も?

持分讓渡契約 の締結

• 外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)に該当する場合 商務部門の 審查認可

営業許可証(三証合一) 税務関連 変更手続など

・資料に不備の無い場合 3業務日

新会社へ 移管

新会社での各種変更登記・届出 (必要に応じ各種許認可の取得)





特別説明

・本資料は公表時点までの有効な中国の現行法律や地方規定及び 弊所の経験に基づき整理した一般状況をご参考までに提供するに 止まり、具体的な案件に対する法律意見ではないことにご留意くだ さい。正式な法律意見を求められる場合、弊所までご連絡くださいま すようお願い申し上げます。

